

第 6 5 回 宍粟市議会臨時会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 2 7 年 7 月 1 0 日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 7 月 1 0 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 1 日）

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 63号議案 （仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について

日程第 4 報告第 4 号 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 5 号 一般財団法人宍粟北みどり農林公社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 6 号 有限会社伊沢の里平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 7 号 播磨いちのみや株式会社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 8 号 株式会社波賀メイプル公社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 9 号 株式会社フォレストステーション波賀平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

報告第 10号 公益財団法人しそ森林王国協会平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について

日程第 5 請願第 3 号 「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 第 63号議案 (仮称)一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について
- 日程第 4 報告第 4号 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 5号 一般財団法人宍粟北みどり農林公社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 6号 有限会社伊沢の里平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 7号 播磨いちのみや株式会社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 8号 株式会社波賀メイプル公社平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 9号 株式会社フォレストステーション波賀平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 報告第 10号 公益財団法人しそ森林王国協会平成26年度決算書及び平成27年度事業計画書等の提出について
- 日程第 5 請願第 3号 「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願
- 追加日程第 1 第 63号議案 (仮称)一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 請願第 3号 「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願
- 追加日程第 3 発議第 2号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書
- 追加日程第 4 発議第 2号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員 | 2 番 稲 田 常 実 議 員 |
| 3 番 藤 原 正 憲 議 員 | 4 番 林 克 治 議 員 |
| 5 番 飯 田 吉 則 議 員 | 6 番 大 畑 利 明 議 員 |
| 7 番 東 豊 俊 議 員 | 9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 |
| 1 0 番 西 本 諭 議 員 | 1 1 番 実 友 勉 議 員 |
| 1 2 番 高 山 政 信 議 員 | 1 4 番 山 下 由 美 議 員 |
| 1 5 番 岸 本 義 明 議 員 | 1 6 番 小 林 健 志 議 員 |

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員(2名)

8番 福嶋 齊 議員

13番 岡前 治生 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎 悦也 君	書記	前田 正人 君
書記	清水 圭子 君	書記	岸 元秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	清水 弘和 君
教育長	西岡 章寿 君	参事	西山 大作 君
会計管理者	西川 龍 君	一宮市民局長	落岩 一生 君
波賀市民局長	大島 照雄 君	千種市民局長	阿曾 茂夫 君
企画総務部長	中村 司 君	まちづくり推進部長	坂根 雅彦 君
産業部長	中岸 芳和 君	教育委員会教育部長	藤原 卓郎 君

(午前 9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第65回穴粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

福島 斉議員、岡前治生議員、2名の議員より、本日の臨時会を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告2、本日市長から議案1件、報告7件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(秋田裕三君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名をいたします。

11番、実友 勉議員、12番、高山政信議員、以上、両議員にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

議長(秋田裕三君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

日程第3 第63号議案

議長(秋田裕三君) 日程第3、第63号議案、(仮称)一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。よろしく申し上げます。

第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一宮北中学校区内の下三方小学校、三方小学校及び繁盛小学校では、児童数の減少により適正な集団規模が形成できない状況にあることから、これらの3小学校を統合し、平成28年4月1日に新たな小学校の開校を目指しております。

この新たな小学校の開校に向けて必要となる施設のうち、校舎の新築工事の実施にあたり、去る平成27年6月30日に入札を執行した結果、宍粟市山崎町三津181番地、株式会社神名工務店、代表取締役神名大典と、契約金額4億1,580万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。まず、今回の工事内容についてお伺いしたいと思います。

今回の工事は、平成27年度当初予算で一宮北中学校区統合小学校の整備ということで、予算上は5億7,753万3,000円が計上されていましたが、今回、契約金額であるとか、イコールほぼ予定価格なんですけども、工事の予定価格と1億5,000万円以上の開きがあるんですけども、その理由をまずお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、平成27年度当初予算で一宮北中学校区統合小学校整備事業に5億7,753万3,000円を計上しております。

今回、設計監理業務費等と執行済額と今回の契約予定額を差し引きますと、残予算が約1億4,500万円となります。これは、今後発注予定であります同小学校のプール建設工事や新校開校に向けて必要となる備品購入費等の経費であります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 続けてなんですけど、当初予算上ではプールも含めて全てが整備計画として一本の予算で上がっているんですけども、なぜプールを別工事にしているのかの理由を明確にお答えください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） プールの建設予定地は、学校建設地の北側の農地を予定しております。この農地は、農業振興地域内の農用地ということから、農地以外の利用ができないということになっております。そのため、この農振区域から除外し、さらに農地転用する必要があります。このことに期間を要するということから、校舎の工事と同時に発注ができなかったということから、また、準備が整い次第発注という運びになっております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それは、あくまで行政側の都合であって、一緒に発注したらもしかしたら経費が安くあがる部分もある可能性もありますし、市民の感情としては、市内のAランクの業者が入れる額を合わせると超えてしまうから、わざと分けたというふうに勘ぐられても仕方がない状況ですけれども、そのあたり農地からの転用が遅れているということはそもそも想定していたものなのか、それは結果論なのか、そのあたりお願いします。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 当初予定どおり同時発注というのが望ましいということは事務局としてもよく認識しておりますが、この建設予定地のこれは寄附で取得したところでありますが、それが昨年12月というところで、それ以降、農地転用をするためには農振除外が必要ということがあるということは、先ほど説明したとおりであります。その農振除外の県の受付の時期が年に2回、5月と11月ということでありまして、一番最短の農振除外の受付時、今年の5月にするしかないということは、どうしても仕方がなかったということで、そのためには発注を同時にしたかったわけですが、別になってしまったということで、そういう経緯があります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第63号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 報告第4号～報告第10号

議長（秋田裕三君） 日程第4、報告第4号、公益財団法人宍粟市文化振興財団平

成26年度決算書及び平成27年度事業計画等の提出についてから、報告第10号、公益財団法人しそく森林王国協会の平成26年度決算書及び平成27年度事業計画等の提出についてまでの報告7件を議題といたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、平成26年度決算書及び平成27年度事業計画等が市長から議長宛てに提出されたものであります。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、幾つかまとめて質問。

議長（秋田裕三君） 1問ずつ。

1番（鈴木浩之君） 1問ずつですか。

では、報告6、有限会社伊沢の里の平成26年度決算と平成27年度の事業計画について1点伺います。

その報告書の8ページに工房収入というのが営業収益の中に上がっているんですけども、そこに指定管理料として240万円、売り上げが110万円ということで、そこが工房収入というふうになっているんですけども、これどのような形で指定管理が行われているのか、その指定管理の仕様ですね、どういう営業形態をとるのかとか、料金であるとか、そういったところを概要で構いませんので教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、伊沢の里の提出しております資料の8ページの工房収入について、まず、伊沢の里の指定管理の業務委託の仕様におきましては、本館である建物、またふるさと工房、そしてふるさと広場、この三つを一括で指定管理として出しております。その中で、御質問の工房の使用料等につきましては、設置条例の中にもありますけども、農産加工室として、それぞれ条例の中で、午前中いっぱい使う場合は1,050円とか、丸々一日使う場合は2,100円とか、そういうふうにご利用の規定を設けておりまして、これに基づいて指定管理者である伊沢の里のほうで収益を計算しておるものでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その点なんですけども、これ240万円というのは単純に12カ月一人ぐらいの人件費ぐらいかなというふうに思うんですけども、それは営業するわけではなくて、予約が入ったら開くというところに対して指定管理料が年間分出

ているということですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） この指定管理料につきましては、当初予算のときに御説明したかもわかりませんが、私が思っている中では、ふるさと工房を運営するに当たっての人員費のほかに、当然、光熱水費であるとか保険料とか、それとかまた、交流事業を開くための講師料とか、こういうものがあります。

その中で、当然収入から支出を引いて、その差額に対して市としてできる範囲での支援をさせていただくということで240万円というふうに設定しておるということです。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それはいいんですけど、ではなくて、その営業形態が予約が入ったら開くとかという恒常的にオープンしているものではないところに対して指定管理の料金が出ているということですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 予約のみでの工房を開くということではなしに、常に本館であるほうが開館している間について、当然、たくさんのお客さんも来られることもあるということなんで、そこを使うときだけではなく、一応急にそこを見せしてくれとか使わせてくれということもございますので、人としては張りつけているという状況でございます。

議長（秋田裕三君） 通告に基づきまして、続けて、報告第8号についての質疑を受けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 報告第8号、株式会社波賀メイプル公社の平成26年度決算と平成27年度の計画の中で、22ページに、平成27年度、今年度から梯の野外活動センターという業務というか、欄がありまして、そこで売り上げであるとか、そういったものが計上されているんですけども、具体的にこれは一体何を指すのか。新規事業かと思うんですけども教えていただければと思います。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 梯の野外活動センターにつきましては、近隣の市町であります姫路市のほうで運営している野外活動センターでございます。

この野外活動センターで姫路市の小学校等が自然学校を行っておりまして、その自然学校のときの食事とかをこのメイプル公社が本年度から実施するという形で、

一つ会社としての努力によって、こういう事業が本年度から実施できようということになっておるといふふうに聞いております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それはいいんですけど、結局、これは引原の野外活動センターもイコール姫路市の施設なんですけども、そこに食事など、そういった部分で姫路市から仕事を受けるといふ話と理解してよろしいでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 業務の形態につきましては十分に把握しておりませんが、とりあえず私の聞いておる範囲では、引原また梯の野外活動センターにおいて、自然学校をするとき、それぞれの学校においての献立を学校からいただいて、その賄いを人間をそこに派遣して行うということで、姫路市との契約ではなしに、それぞれの学校との契約というふうに認識はしております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 別の件にいきたいと思いますが、報告10なんですけども、しそ観光協会との統合協議、どういうことが年間行われたかというところの中に、そういった記述があるんですけども、これをちょっと具体的に。まず、そもそも意味がよくわからないというか、なんですけども、そのあたりちょっと説明をお願いします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 森林王国協会におけるこの事業報告の中の19ページにあります観光協会との統合協議につきましては、森林王国協会においてもこの事業報告を御覧になっていただいたらわかりますように、ツーリズム事業であるとか登山事業、また都市との交流事業等、しそ観光協会と同様の類似の事業を行っている部分もございます。

その中で森林王国協会または観光協会のほうが、それぞれの考えの中でやはり効率的な運営をするということを考えれば、統合ということも一度考えてはどうかということで、2月3日に観光協会との統合をするということについて一度検討してはどうかということで、協議の議題として上がったと、そのように聞いております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 協議してもらうのは構わないんですけども、しそ森林王国協会は財団法人ですよね、観光協会は法人格を持たない任意団体なんですけども、そのどちらかが話を持っていくというか、どういう話の経緯でそこで統合協議にな

ったのか、全く種類の違う団体がそういった統合に向けて協議をするということのプロセスがもうちょっと見えにくいんですけども、どういう経緯で統合したらどうかという話になるのかも説明してもらいたいですけど。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 統合の経緯につきましては、当然、先ほど御指摘のありましたように、財団法人とそれから任意団体による観光協会との統合というのは非常にハードルも高うございますが、ただ、やはり同じこの宍粟市の中で、同じように外からの交流人口の拡大等を目指すという目的は同じでございます。その中でやはり、さび分けをしてそれぞれを効率的にするのか、また、この森林王国協会、また観光協会それぞれを今の形態でいいのかという協議をまずしようということで、観光協会との統合という大きい議題になっておりますけども、まず、そういうテーブルをつくったということで、まだ具体的にどうなっていくのか、そしてまた、どうするのかということは定かではございませんけども、今のところは、やはりもう少しスリム化して、両方ともやっていきたいという、そういうことが根底にあるこの統合の協議というふう聞いております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 財団同士の統合だったらそれは考えられると思うんですけども、片や任意団体で、片や財団というところで、それは統合ということにはならないと思うんですけども、そこをもし市がその協議のテーブルを用意するということが市の指導で行われたのであれば、そこはちょっと問題があると思いますので、是非ともそのあたり、もう一度どういう経緯で、その協議の場を用意したと先ほどおっしゃっていましたが、その場を用意したのは一体誰なのかというところをちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 行政側からの働きによってということではございません。あくまでもそれぞれの団体の中で、やはり先ほどから申し上げておりますように、効率化とかということを図るということではしておりますので、当然、この統合という言葉が是か非かということについては、また私どものほうからもいろいろと相談、また指導等を行っていきたく思いますけども、あくまでも行政側からこれをこうしなさいというふうなことでやっているわけではございません。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

日程第5 請願第3号

議長（秋田裕三君） 日程第5、請願第3号、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 5番、飯田であります。このたび「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願を預かっておりますので読み上げます。

団体名としまして、九条の会・宍粟、代表者鈴木三千翁氏でございます。

請願の要旨、安倍政権は5月15日、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を国会に提出しました。

内容は、憲法9条を否定し、平和とは逆に戦争ができる法案としか言いようのないものであります。これまでのさまざまな制約を大きく外したことにより、自衛隊のあり方が根本的に変わり、専守防衛から政府の判断で海外での武力行使に道を開くものとなっています。

政府は、法案審議が始まる前から、この夏までの成立を言明していますが、この法案の成立を断念することを求める意見書の提出をお願いいたします。

その理由としまして、安倍政権は、昨年7月1日、多くの人々の反対の声を押し切り、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。その具体化として、5月15日、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と他国軍への後方支援をいつでも可能にする「国際平和支援法案」を国会に提出し、審議を進めています。

この二つの法案は、長年、政府が「憲法9条に基づく専守防衛」を根幹としてきた安全保障政策の「歴史的転換」であり、憲法9条の理念を逸脱した他国軍の戦闘支援をあらゆる地域で可能にする「戦争」への積極的参加のための法改正にほかなりません。

しかも、安倍内閣は国会での議論も行われていない4月29日、米国議会における演説で、この法案を「夏までに成就する」と誓約するなど、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがしろにするものであります。

政府は、今国会を過去最長となる95日間延長し、成立を図ろうとしていますが、6月4日に実施された衆院憲法審査会で、与野党が推薦した憲法学者3人全員が、法案は「憲法9条違反」と明言し、さらに内閣法制局長官経験者の憲法違反であるとの指摘や地方公聴会における法案反対の発言などが相次いでいます。国民の多くが、今国会での法案成立はもとより、法案そのものに不安や危惧を抱いていること

は、この間のマスコミの世論調査でも明らかであります。

これに対して政府は、「閣議決定で内閣の意思を統一し、国会に法案を提出して十分審議している。立憲主義に反するとの批判は全く的を射ない」と、違憲論の否定に躍起となっておりますが、「憲法違反」である法案を数の力で押し通そうとするならば、民主主義は崩壊し、立憲主義の精神にも反することになります。

戦後70年、平和憲法のもとで積み重ねてきた日本の歴史の総決算として、どの道を選択するのか、今まさに重大な分岐点に立っていると考えます。

私たちは、そのために政府に対し憲法違反である安全保障関連法案の成立を断念することを強く求め、上記のとおり、地方自治法124条の規定によりお願いいたします。とあります。

議員各位の賢明なる御判断と賛同を得られますようよろしくお願いいたします。
議長（秋田裕三君） 飯田吉則議員の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がございませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。

午前10時00分休憩

午前11時27分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から付託のありました第63号議案及び請願第3号の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りをいたします。

第63号議案及び請願第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、第63号議案及び請願第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第63号議案

議長（秋田裕三君） 追加日程第1、第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは報告いたします。

第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について、平成27年7月10日に審査付託のありました第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結については、本日、第6回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第63号議案については、一宮北中学校区内の下三方小学校、三方小学校及び繁盛小学校では、児童数の減少により適正な集団規模が形成できない状況であることから、これらの3小学校を統合し、平成28年4月1日に新たな小学校の開校を目指しており、今回、新たな校舎の新築工事を行うものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私は、第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

まず、この工事は、一宮北中学校区統合小学校の整備として当初予算に5億7,753万3,000円として計上されていたものです。この予算5億7,000万円は、これは新築の校舎とプールの建設費合わせた予算であります。しかし、今回、校舎とプールを別工事として発注することになったため、予定価格と予算の間に1億5,000万円程度の開きがあります。

別工事になった理由として、プール用地の問題があります。現在、プールの建設を予定されている用地が御寄附をいただいた隣接する農地であり、それは昨年12月にお申し出があって決定したという先ほど説明がありました。しかし、農地を転用する手続きが5月と11月にしか申請ができないと。転用が遅れているため、別工事になったということ、これも説明があったわけなんですけども、それであれば、もう当初予算の段階で別工事として予算計上すべきことが可能であったというふうに考えます。

また、同時に工事をするほうが費用が抑えられるはずですが、別工事になれば、一度現場を撤去するなり、また入札の手続きをするなりということで費用がかかってまいります。予算の中でおさまればいいわけではなくて、当初よりも無駄な経費、無駄な費用がかかることのほうが問題です。もし、これで仮に増額の補正なんてするようなことがあれば、これは取り返しのつかないことになります。

これは、行政の都合で5億円を超える工事を分割して、市内Aランクの事業者しか入札できない状態にしたのではと勘ぐられても仕方のない、これは状況です。実際にそうかどうかということよりも捉え方の状況です。この勘ぐられるという状況は、市に対して事業を受けていただいた事業者に対してもよい影響を与えるとは思えません。

これまでも公共事業の入札については、落札率はもとより、入札過程に市民が不信感を抱く状況が続いています。これ以上、このような事態を招かない、繰り返さないためにも本議案について、反対せざるを得ないというのが私の結論です。

また、委員会における議員間討議の前に、委員長判断により退室を命ぜられて、最後まで委員会を傍聴できませんでしたので、私の反対という意味が賛成に変更する、変容する可能性は閉ざされました。そのことも申し添えて討論を終わります。議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私は、第63号議案、（仮称）一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この案件は、市内業者に条件つき一般競争入札が適正に執行され、応札5社のうち1社が予定価格内で落札しており適切と考えます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続いて、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第63号議案、一宮北小学校校舎建設工事請負契約の締結について、反対討論をいたします。

私も鈴木議員同様、この新しい一宮北小学校の建設は、当初予算段階におきまして、校舎建設とプール建設を一体として予算措置がされたものであります。この御寄附をいただいた用地にプールを建設するというので、新校舎の建設位置も二転三転として、最終ここに決まったわけでございますから、一体的に整備するのが私は当然だというふうに考えます。そのことによって、先ほどもありましたが、経済性があり、あるいはまた競争性が担保できるものであるというふうに考えております。

当局からは、農地転用等の問題で別発注となったという説明がございましたが、非常に説得力に乏しいというふうに考えております。

今回の請負契約案件について、校舎建設とプール建設を切り離すことによって、またしても地元業者限定の制限つき一般競争入札として執行されました。こういうことに対する市民の疑念が払拭できないというふうに考えます。その結果として、またしても今回の落札率が予定価格に対して99.1%という結果でございます。競争性が確保されているとはとても言えない内容だというふうに考えます。

この間、何回も指摘をするなり、あるいは市民からそういう疑念が寄せられているということを申し上げてまいりましたけども、何ら工夫がされていないということに対して憤りを感じるものであります。このような公共調達が続けられること自体が問題であり、今回の案件に対しても反対するものであります。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決を行います。

第63号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第63号議案を委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第2 請願第3号

議長(秋田裕三君) 追加日程第2、請願第3号、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願を議題といたします。

本請願は、本日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

○総務文教常任委員長(高山政信君) それでは報告いたします。

請願第3号について、審査の経過と結果を報告いたします。

平成27年7月10日に審査付託のありました請願第3号、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願については、本日、第6回総務文教常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

紹介議員の委員会への出席を要請し、請願内容の説明を求めました。

今回の請願は、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」の成立を断念することを強く求める請願であります。

審査の経過は、国会等で十分な審議も行われていないまま、閣議決定だけで法整備を進め、さらに、3人の憲法学者全員が「憲法違反」と指摘している法案を、数の力で押し通そうとすることは権力の横暴であり、もう少し慎重な審議を行うべきとの意見などがありました。

審査の結果、賛成少数で請願を不採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

理由は、安倍内閣は、昨年7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。その具体化として今国会の会期を過去最長の95日間も延長し、成立を図ろうとしている自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法など、いわゆる安全保障関連法案は、憲法によって国家権力を縛る立憲主義、あるいは憲法9条を破壊するものであると考えます。国会に参考人として招致された憲法学者全員や、内閣法制局長官経験者も法案が憲法に違反すると明言し、地方公聴会における法案反対の発言や国民の多くが法案成立はもとより、法案そのものに不安と危惧を抱いていると思います。

政府は、戦後一貫して憲法9条の解釈について、自衛権の行使は必要最小限度の範囲にとどめるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであると説明してきました。

ところが、安倍内閣は、他国への攻撃でも日本の存立を脅かす事態は起こり得るとして、日本と密接な関係にある他国を守る集団的自衛権は行使できると、従来の憲法解釈の根幹に係る部分を180度転換する解釈改憲を行おうとしています。

今世界の対立構造は、米国を中心とする一部の国対イスラム過激派です。安倍首相が言う日本と密接な関係にある他国を守る集団的自衛権が行使できる道を日本が選ぶなれば、自衛隊が米国の後方支援として活動し、相手の論理からすれば、日本は敵だという認識になるのは当然であると思います。今後、日本の国内でのテロの可能性が一段と高まるというふうに私は思います。

集団的自衛権の解釈と同様に、政府の解釈で憲法が変えられることを許せば、今は憲法違反とする徴兵制も安全保障環境が変わったという理由で、私たちの子どもや孫の徴兵制が憲法に違反しないとの解釈に変わる危険性を認めなければならなくなります。

戦後70年、平和と民主主義を守ってきた努力や成果が検証され、さらに発展できるのかどうかがかかっていると思いますし、世界の各地で今も憎しみと戦争の連鎖の中で、武力ではなく、日本国憲法9条を生かし、世界の平和を実現できるか否か

もかかっている重大な分岐点に立っていると考えます。

平和憲法のもとで積み重ねてきた歴史や哲学、確立されるべき平和についての確固たる信念を持たない愚かな権力者によって、再び戦争への道を進み進むことほど耐えがたいことはありません。

私は、宍粟市議会として国会及び政府に対して「安全保障関連法案」の成立断念を求める意見書を採択すべきと考えます。

本請願の採択に向けて議員各位の多数の賛同を賜りますようお願い申し上げて、討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 請願第3号、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願に対しまして、採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

我が国は、戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んでまいりました。この歩みは、これからも決して変えてはなりません。今回の法整備は、憲法9条の平和主義、専守防衛の原則を堅持した安全保障政策の構築を目指したものであります。平和安全法制のこれが真実であります。

法案整備により、日本の安全のみならず、国際社会の平和と安全に大きく貢献できるものと期待しております。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、国民の命と財産を守ることです。しかし、日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るために憲法9条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が昨年7月の閣議決定であります。この閣議決定では、憲法9条のもとで許される理論的整合性や法的安定性というものを十分に配慮した上で、自衛の措置発動の新3要件が定められ、今回の法案にも明記されております。

新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、このことにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができるという見直しがされております。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのが今回の法案であります。

したがって、今回の平和安全法制では、海外での武力行使を禁じた憲法9条の解釈の根幹は全く変えていませんし、国連憲章の51条にあるような他国防衛を目的と

した集団的自衛権の行使は認めていません。国際平和支援法は、国際平和と安全のために活動している外国軍隊への支援であり、特定の国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限定されています。

また、自衛隊の派遣には、例外なき国会での事前承認が義務づけられています。さらに、武力行使と一体化との指摘がありますが、あくまでも日本が主体的に行う国際貢献としての支援であり、自衛隊が実施するのは後方支援に限られています。憲法9条のもとでは武力行使は認められておりません。他国との武力行使の一体化を防ぐために、戦闘行為が行われることは予測される場合は、活動中止や撤退できる仕組みを設けており、請願に言う懸念には当たらないものと考えます。

最後に、もう1点申し述べます。

現在の各種世論調査によれば、いまだ国民の皆様においては、政府の説明が不十分であり、不安を持っておられる方が多いとの報道がなされております。このことについては、政府は謙虚に国民の声を受けとめ、法案に対する国民の理解を深めるために、さらに努力していくことが重要だと思います。

一方、今回、平和安全法制について、海外派兵、また戦争法案といったレッテル張りとも言える、いわゆるいわれなき批判が繰り返されていることは、大変残念なことであります。

実は、今とよく似た状況があったのが、23年前のPKO協力をめぐる一連の報道であります。当時、我が国は、一部の政党、憲法学者、文化人、市民団体を中心に反対運動が展開され、一部マスコミが連日海外派遣だ、海外で武力行使に繋がるなど、国民の不安をあおり続けました。当時、私ども公明党は野党でありましたが、日本は既成の平和を享受するだけの存在ではなく、世界平和のための国際貢献に乗り出すべきだとして、国民の皆様には支持されるPKO法案づくりに全力を傾注いたしました。そして、いわゆるPKO参加5原則を提案し、さまざまな批判、中傷を乗り越え、法案成立の推進力を果たしたのであります。PKO法に基づく自衛隊の派遣は平成4年9月、陸上自衛隊のカンボジアPKOを皮切りに、計14件派遣され、停戦、軍事監視や人道支援などを通して国際社会からも大きな評価を得ております。今や日本の国際貢献の柱として定着しております。

国論を二分し、国民からの反対の声も強かった自衛隊のPKO参加ではありますが、平成24年の内閣府世論調査では、大いに評価する32.0%、ある程度評価する55.4%、合わせて87.4%の国民の圧倒的支持を得るに至っています。私たちはPKO国会及びその時代における教訓を学び、批判のための批判ではなく、冷静かつ懸

命な判断をするために丁寧かつ深く掘り下げた議論を促すべきではないでしょうか。

以上、るる申し上げましたが、各議員の皆様の懸命なる御判断をもって御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私も請願第3号、「安全保障関連法案」成立断念を求める請願について、この請願を採択し、宍粟市議会として意見書を提出すべきという賛成の立場で討論を行います。

現在、国会で審議されている、いわゆる安保関連法案が国会に提出されるまでの経緯、また審議過程によって明らかになった矛盾点、これを説明することによって賛成の根拠になればと思います。

現政権が集団的自衛権の行使を可能にした政権、また憲法改正をした政権ということを目指しているということは、これまでの国政選挙等を通じて明白な事実なわけなんです。

そこで、まず、憲法改正の第一のハードルである憲法96条、憲法改正の発議要件を衆参両院3分の2以上から2分の1以上に緩和しようとしてきました。しかし、96条の改正自体も96条によって規定されていること、諸外国では96条に該当する憲法改正要件を緩和した事例がほとんどないこと、また世論調査で96条の先行改正の不支持、これが明らかになったことで、96条の改正論は下火になりました。

まず、この憲法改正の発議要件を緩和しようという動きがあったということから、集団的自衛権の行使を可能にするためには、憲法改正が必要であるという認識、また、日本国憲法が近代憲法であり、憲法が国家権力を制限し、権力の乱用を防ぎ、国民の権利を保障する目的としている立憲主義に立っているということは明白な事実であります。

しかし、実際には、参議院において、与党また連立与党が3分の2以上の議席を確保できなかったこと、また96条の改正議論が進まないことにより、現政権が集団的自衛権の行使を可能にするために次に選択したのが、閣議決定による憲法解釈の変更です。その正当性の根拠として、政府の主張する厳格な歯どめ、これ公明党さんがおっしゃっていることかもしれませんが、厳格な歯どめということで、1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、また我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自

由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。2．これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。3．必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという武力行使の新3要件というのを挙げています。

しかし、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃によって日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態とは何なのかという具体的な説明がなされていません。

例に挙げられるアメリカ艦船による法人輸送、ホルムズ海峡の機雷掃海など、挙げられた具体的事例をもとに議論を深めれば深めるほど、どれも集団的自衛権を行使せずとも現行の自衛隊法、個別的自衛権、在外自国民保護などの国際法により対応できる事態であることが明らかになっています。

国際司法裁判所の判決によれば集団的自衛権を行使できるのは、武力攻撃を受けた被害国が侵略を受けたことを宣言し、第三国に援助を要請した場合に限られます。ところが、今回の法案では被害国からの要請は、その存立危機自体の要件になっていません。つまり、ここの第三国からの要請がないまま、武力攻撃をした場合には先制攻撃とみなされてしまいます。

6月の憲法審査会の中で与野党が推薦する憲法学者がそろって安保関連法案、時にこの集団的自衛権の行使が違憲であるとの判断をしています。そのほか報道によれば、95%以上の憲法学者も集団的自衛権違憲説で一致しています。

それに対し、政府は、次に、合憲・違憲の判断をするのは憲法学者ではなく、最高裁であり、その最高裁が集団的自衛権の行使が合憲であると判断しているとして、その根拠として1959年の最高裁砂川判決を持ち出しました。しかし、砂川判決は米軍駐留の合憲・違憲性が争われ、合憲性を認めただけで、判決の中で日本の集団的自衛権の行使が合憲であるということは全く触れておりません。

また、この裁判は東京地裁で違憲判決、いわゆる伊達判決が出たにもかかわらず、アメリカが当時の外務大臣や最高裁長官に外向的圧力をかけ、高裁を飛び越えて、最高裁に持ち込む跳躍上告を行ったということが機密指定を解除されたアメリカ側の公文書で明らかになっています。

最近になって、国連憲章の51条というのを出してきていますが、国際連合加盟国に対して武力攻撃を発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛権の固有の権利を害するものではないという集団的自衛権を国際法が認めているという理論を持ち出してい

ます。

しかし、集団的自衛権の行使は国際法上の義務ではありません。つまり集団的自衛権の行使を自国の憲法で制約することは国際法上これも合法であります。国際法が集団的自衛権の行使を許容していることは日本国憲法のもとでそれが許容されていることの根拠にはなり得ません。

また、外国の防衛を援助するための武力行為は、防衛行政や外交協力の範囲には含まれず、軍事活動になりますが、政府の権限を列挙した憲法73条には行政と外交の権限があるだけで、軍事の規定がなく、政府が集団的自衛権を行使するのは、憲法で付与されていない軍事権の行使となり、越権行為となります。

これまで長々と述べてきましたが、日本国憲法のもとで自衛隊が外国の政府との関係で、成し得る活動は防衛行政としての個別的自衛権の行使、あと外交協力としてのPKO活動に限定せざるを得ません。政府が説明しているように、国際的な安全保障の環境変化から、憲法13条にある生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重するために、どうしても集団的自衛権を行使できるようにする必要があるという意見が世論となれば、憲法96条の規定に基づき、衆参両院3分の2以上の賛成をもって国会が憲法改正を発議し、国民投票で過半数を得れば可能です。

国の安全保障の考え方には強い軍事力で他国を威嚇し、攻撃を思いとどまらせるという抑止理論。

議長（秋田裕三君） 発言の途中ですが、簡潔に。

1番（鈴木浩之君） 抑止理論があることは事実ですが、威嚇された側が自らの抑止力を高めていくという、安全保障のジレンマに陥る危険性があります。

今回の請願の趣旨でもあります安全保障関連法案の成立断念を求めることは、現政権をただ単に批判するという右とか左とか合憲とか改憲とか、そういった低次元の話ではなくて、国民の中に安全保障関連法案と、その決定プロセスに反対の意見が多い、少なくとも根強い反対意見があるという事実を国政に伝えることになり、政府また国会に有益な判断材料を提供することになります。

今まで申し上げた幾つかの観点から、請願第3号、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願を採択し、宍粟市議会として意見書を出すべきと考えます。議員各位の適切な判断を求め、賛成の討論を終わります。

議長（秋田裕三君） ただいま正午を越えました。昼休憩の時間ではありますが、このまま会議を続けます。

次に、反対者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 反対の立場で討論を行います。

戦争ができる法案としか言いようのないものであります。また、自衛隊のあり方が根本的に変わり、専守防衛から政府の判断で海外での武力行使に道を開くものとなっていますとありますが、これに対して申し上げます。

日本の自衛隊に許される武力行使は、日本にとっての自衛措置に限られます。これが今までの政府がとってきた見解です。

憲法を変えていない以上、その枠内でできる最大限の内容を議論して、自衛権行使の要件などを精緻し、組み立てるのが政治家の仕事です。政府与党が提案した法案はその検討結果でございます。

自分の国の安全なくして他の国の戦争に手を貸すなんてあり得ません。日本の軍事力はドイツと同じで自力できない構造です。戦力投射能力、敵を壊滅させる能力は逆立ちしても出てきません。外国を軍事力で席卷しようとしてもできない。そういう中で、歯どめの問題が常にされています。歯どめと言えるのは国連憲章であり、集団的自衛権であります。自衛隊の戦力投射能力なき軍事力、これらが全部歯どめとなるわけです。

国連憲章には、その精神とそごを来す行動を米軍がとるとき、それを抑制させる機能がある。それから、海を渡って外国を軍事力で席卷することのできない構造の自衛隊、これも歯どめになるわけです。だから後方支援、自衛隊が海外への武力行使になるなど、いろんな議論がありますが、自衛隊にできること、できないことがあって、できないことのほうが圧倒的に多い。軍事組織としてはそれも歯どめの一つであることを認識していただきたい。

また、憲法学者3人が法案は違憲だと指摘されたことに対して申し上げたいと思います。

平和安全法制の議論を主題としていない今月4日の衆院憲法審議会で、3人の参考人がそろって法制を違憲だとする見解を述べました。国会に招致された参考人は、国の政策に沿っていようが、反していようが、自身の良心に従って見解を述べます。しかし、あくまでそれは一つの意見でありまして、国の政策を拘束するものではありません。法制に反対する勢力にとって、政治権力上は都合がよいのだろうが、参考人の意見を重要視すべきと、今回だけに限って殊さら強調されていることには遺憾があります。

この法制が専守防衛、国際協調のもとで、国民の命と平和な暮らしを守る合憲な

法案だということを御理解いただきたいと思います。

よって、「安全保障関連法案」の成立断念を求める請願を反対いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第3号を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は不採択であります。

請願第3号を原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（秋田裕三君） 起立少数であります。

請願第3号は、不採択となりました。

（実友 勉議員、挙手）

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 11番、実友です。今国会で審議されている「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を提出する動議を出したいというふうに思います。

（「賛成」の声あり）

議長（秋田裕三君） ただいま実友 勉議員から意見書案提出の動議が提出され、所定の賛成者もおられますので、動議は成立しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時08分休憩

午後 0時14分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま実友 勉議員ほか1名から「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第3、発議第2号として議題としたいと思いを。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決し

ました。

追加日程第3 発議第2号

議長（秋田裕三君） 追加日程第3、発議第2号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

本発議は、実友 勉議員ほか1名から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 急な提案を日程に追加していただきましてありがとうございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

発議第2号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、宍粟市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提出者、宍粟市議会議員、実友 勉。

賛成者、宍粟市議会議員、藤原正憲。

案文を読み上げまして、提案理由といたします。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（案）

政府は、集団敵自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するための安全保障関連11法案を5月15日、国会に提出し、今国会での成立を目指している。しかし、提案された安全保障関連法案は、政府与党が推薦した参考人からも憲法違反が指摘され、国会の中でも混迷をきわめております。

よって、安全保障関連法案の今国会での慎重審議を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年7月10日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上です。

御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（秋田裕三君） 実友 勉議員の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

大畑議員。

6番（大畑利明君） ただいまの意見書の提案に対しまして、質疑をさせていただ

きます。

この慎重審議を求めるといふ少し中身がわかりにくいものですから、お教えいただきたいというふうに思うんですが、そもそも憲法違反であるという認識に基づいておっしゃっているのか、あくまでも法案成立に向けての慎重審議をおっしゃっているのか、その辺を少し慎重審議の意味を教えてくださいたいと思います。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 今国会でもいろいろ議論されております。憲法違反であるとか、そういったことにつきましても、私どももなかなかわからない状況がございます。多分、国民の皆さん方にも周知が行ってないというふうに思います。そういったところでの説明不十分、そんなこともございますので、私は慎重審議をお願いしたというところでございます。

議長（秋田裕三君） ほかにございせんか。

鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私からは、そもそも慎重審議というのは今国会での成立に向けての慎重審議なのか、そもそも私、今回の法案の提出のプロセスに関しての問題を、これまでの立憲主義の立場からというか、観点から指摘していますので、いくら慎重審議をしたところで、ボタンを掛け違えているものは、そもそももう一回出し直すべきだというふうに考えますけども、そのあたりの見解はどのように提案者として思っているのでしょうか。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 先ほども言いましたけども、たくさんの審議をされておりますけども、国民のほうへの理解はまだ不十分というふうに私は受け取っております。そういったことから、国民的な合意に向けてもやっぱり慎重審議をお願いしたいというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 山下議員。

14番（山下由美君） 同じような質問になって申しわけないんですけども、ちょっとはっきりさせておきたいんですけども、この慎重審議を強く求めるという意味は、一般的に審議といいましたら、賛成か反対かをはっきりと慎重に話し合って決めるということなんですけれども、例えばこの慎重審議を強く求めるという意味は、その法案を通していくために時間をかけていくということなのか、それともしっかりと審議して反対ならば反対の方向に持っていくという意味なのか、明確にお答えください。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 私は慎重審議に両方、賛成、反対を審議できる程度に審議していただきたい。そういったことで慎重審議をお願いしたいというふうに言っておるところでございます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

飯田議員。

5番（飯田吉則君） 今もおっしゃいました賛成、反対ができる程度の慎重審議ということですが、国民の皆さんの賛成、反対という立場はなかなか表明できにくいものがあります。反映できにくいものがあると思いますので、現状、今の国会での成立を断念した上での次のステップを踏むという状況で考えるわけにはいきませんか。私たちが先ほど代弁して申し上げたのは、特に今の段階ではそういう形での方向を望んでおりますので、慎重審議して成立させるというのか、慎重審議をして国民の理解が得られるのか、その辺、お考えいただきたいと思いますが。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） やはり国民への理解を得られた上での合意というふうにしていただきたい。私はそういうふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、暫時休憩といたします。

午後 0時23分休憩

午後 2時02分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から付託しておりました発議第2号の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りいたします。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思っております。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決し

ました。

追加日程第4 発議第2号

議長（秋田裕三君） 追加日程第4、発議第2号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に付託していただいております。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

○総務文教常任委員長（高山政信君） それでは報告いたします。

発議第2号について、審査の経過と結果を報告いたします。

平成27年7月10日に審査付託のありました発議第2号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書については、本日、総務文教常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

今回の意見書は、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」の成立について、今国会において政府は成立を目指しているが、政府与党が推薦した参考人からも憲法違反が指摘されるなど、国会の中でも混迷をきわめており、今国会での慎重審議を強く求める意見書であります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許可いたします。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書に反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほどの請願第3号を賛成するという立場からも、この意見書については賛成し

かねます。その理由ですけれども、来週にもこの衆議院の採決が日程にのぼっているという状況の中で、今国会での強行採決には無理があるという、そういう立場での慎重審議かどうかは非常に重要なポイントだろうというふうに思いますが、先ほど伺ってみますと、今国会の中での採決に向けた慎重審議というニュアンスの中身であるというふうに受けとめました。その点、非常に請願第3号からいうと、立ち位置が違うというふうに私は思いました。

どちらかというところ、今の政府案に賛成の立場からの慎重審議であって、国民に理解を求めるように努めるというふうに国に法案の採決を促すような意見書のようにもとれかねません。したがって、宍粟市議会として、やはり立憲主義に基づかない意見書については、この立憲主義をないがしろにするというふうに言われても仕方がないということになりますので、そういう立場から私はこの意見書に対して反対でございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 発議第2号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。

政府の責務としまして、国民を守る、国土を守る、そういった責任がございます。今まで我が日本は、戦争が終わって70年間、憲法9条をもとに戦争放棄をうたってまいりました。日本を取り巻く状況は今本当にいろんな厳しい状況がございます。そんな中で、政府として国民を守る、国土を守るという観点から、憲法9条のもとで許容される自衛の措置を突き詰めたものでありまして、これは決して憲法違反ではないというふうに思っております。また、これが国際貢献にも繋がるということからして、今国会で成立する云々というよりも、慎重審議を重ねて国民に理解を得るということが必要だということをつけ加えておきます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続けて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私はこの意見書の提出について反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど委員会の審議を見させていただきましたけれども、結局、どういう意見でなぜ慎重審議を求めるのかということはこの意見書の案からでは全く読み取れません。先ほどの請願の反対討論の中で、ここで政府与党が推薦した参考人からも憲法

違反云々というのは、憲法審査会での話で、そんなことは安全保障関連の参考にはならないと。憲法学者の言うことは、場も違うし、それによって振り回されるべきではないという反対討論をされているんですよ。それなのにこの文章をやすやすと賛成に回れるその神経がよくわかりませんので、断固これは反対させていただきます。

議長（秋田裕三君） 飯田議員。

5番（飯田吉則君） 私も反対の立場で一言討論させていただきます。

先ほど来、このことにつきましては、るるいろいろなお話がありましたので、細かいことは抜きます。

先ほどの請願につきまして、私は賛同者となったわけでありましてけれども、それは採択されませんでした。そんな中で、今回の国会の中で成立させることを前提に置いての慎重審議を求めるといふふうにとれるこの意見書につきましては、賛同はできかねます。

今回の国会では廃案とし、これを契機に国民的な議論がなされることを前提とするような意見書であれば、大いに賛同できるものでありますけれども、この内容では賛同できかねます。

以上です。

議長（秋田裕三君） ほかに討論ございませんか。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私はこの慎重審議を求めるといふことに対して賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

私は、あくまでこの安全保障関連法案、これの廃案を求めるとありますが、今回、この慎重審議を求めるといふ意見書を出すことによって、しっかりとこの法案の内容を審議して、そしてそれを国民に知らせて廃案へ持っていくためには、やはり今この慎重審議を求めるといふ意見書に対しては反対するべきではないのかと思う立場から賛成いたしました。

以上です。

議長（秋田裕三君） 討論はもうございませんか。

はい、どうぞ。3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 藤原です。私は、防衛とか外交というのは、いわゆる国の分掌事務であると、このように思うわけなんですけれども、しかし一方で、この国、政府のここまでの説明といえますか、国民的な理解が得られてない部分があるかなあ

という意味で、この意見書案には賛成をいたしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） もうございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） それでは、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

発議第2号を起立により採決いたします。

本発議に対する委員長報告は可決であります。

発議第2号を委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

発議第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

なお、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは議長に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、第65回穴粟市議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時16分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 実 友 勉

宍粟市議会議員 高 山 政 信